

第11期東京地方労働審議会 第1回家内労働部会 議事録

- 1 日時 令和4年3月14日(月) 午後3時4分から午後5時33分
- 2 場所 東京労働局 九段第3合同庁舎11階 共用会議室1-1
- 3 出席者 公益代表委員3名 労働者代表委員3名 委託者代表委員3名
- 4 議事録

賃金課長 それでは、ただ今から、第11期東京地方労働審議会第1回家内労働部会を始めさせていただきます。本日の家内労働部会は、昨年11月に改選されてから1回目でございますので、部会長が選出されるまでの間、事務局で議事を進めさせていただきます賃金課長の田村と言います。よろしくお願ひします。

まず、資料の1によりまして、委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。あわせて、ご出席の確認とさせていただきます。

名簿順にお呼びさせていただきます。初めに、公益代表委員、石毛昭範委員。

石毛委員 石毛でございます。

賃金課長 同じく公益代表委員、権丈英子委員。

権丈委員 権丈でございます。

賃金課長 同じく公益代表委員、深道祐子委員。

深道委員 深道でございます。よろしくお願ひいたします。

賃金課長 続きまして、家内労働者代表委員になります。石崎克哉委員。

石崎委員 石崎です。よろしくお願ひします。

賃金課長 同じく、金子富紀委員。

金子委員 金子です。よろしくお願ひします。

賃金課長 同じく、豊田太一委員。

豊田委員 豊田です。よろしくお願ひします。

賃金課長 続きまして、委託者代表委員になります。小野塚一彦委員。  
小野塚委員 小野塚と申します。よろしくお願いいたします。  
賃金課長 杉崎友則委員。  
杉崎委員 杉崎と申します。よろしくお願いいたします。  
賃金課長 高橋八千穂委員。  
高橋委員 高橋です。よろしくお願いいたします。  
賃金課長 ただいま確認させていただきましたとおり、委員定数9名全員がご出席

でございますので、地方労働審議会令第8条第3項により、準用されます  
当審議会令同条第1項に定める定足数である全委員の3分の2以上、または  
各側委員の3分の1以上を満たしていることをご報告させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、令和3年11月1日付けをもちまして、  
深道委員におかれましては東京地方労働審議会委員として、またその他の  
委員の皆様方におかれましては臨時委員として、それぞれ東京労働局長が任  
命しております。

また、令和3年12月14日に開催されました第11期第1回東京地方労働  
審議会におきまして、東京地方労働審議会会長より家内労働部会委員とし  
て指名されておりますのでご報告させていただきます。

次に、委員の皆様方への辞令の交付でございますが、本来であれば、東  
京労働局長から、お一人お一人直接お渡しするところでございますが、誠  
に恐れ入りますが、今回はあらかじめ机上に置かせていただきましたこと  
を、何とぞご寛容のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、労働基準部長の小島からご挨拶を申し  
上げます。

労働基準部長 労働基準部長の小島でございます。本日は、大変お忙しい中、東京地方  
労働審議会家内労働部会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、平素は、労働基準行政の推進につきまして、ご理解、ご協力を賜っ  
ておりまして、心から御礼申し上げます。ありがとうございます。

本日は、東京都電気機械器具製造業最低工賃の今後の取扱い等につきま

して、ご審議をいただくこととしているところでございます。委員の皆様方には、それぞれの立場から忌憚のないご意見をいただきますよう、お願い申し上げます。

簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいいたします。

賃金課長            それでは、「議事（１）部会長及び部会長代理の選出」に入らせていただきます。部会長の選出につきましては、地方労働審議会令第６条第４項におきまして、公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、委員及び臨時委員が選挙するとされております。部会長の選出につきまして、どなたかご推挙をいただけませんか。

石毛委員            部会長候補には深道委員を推挙いたします。

賃金課長            ありがとうございます。ただいま石毛委員より、深道委員を部会長にとのご推挙がございました。皆様方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

賃金課長            ご異議なしということでございますので、部会長は深道委員にお願いすることといたします。

なお、東京地方労働審議会運営規程第１０条第１項には、部会長が本審委員である部会がその所掌する事務について議決したときは、当該議決をもって審議会の議決とする、とされております。深道部会長は、当部会の本審である東京地方労働審議会の委員でございますので、この規程が適用されることになります。

また、地方労働審議会令第８条第３項により、準用される当審議会令同条第２項には、議事は、この会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによると規定されております。

それでは、部会長からご挨拶をいただきまして、以後の進行につきましては、部会長にお願いいたします。よろしくお願いたします。

深道部会長            各委員におかれましては、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。部会長を務めさせていただくことになりました深

道でございます。各委員には、円滑な議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。

まず、部会長代理の選出を行います。部会長代理の選出につきましては、地方労働審議会令第6条第6項により、公益を代表する委員または臨時委員のうちから、部会長が指名することとなっておりますので、部会長の私から権丈委員を部会長代理に指名させていただきます。

権丈委員 承知いたしました。

深道部会長 それでは、初めに本日の部会は、東京地方労働審議会運営規程第7条により準用される同規程第5条第1項により、公開の審議となっております。この件について、事務局から報告をお願いいたします。

賃金課長補佐 ご報告申し上げます。本部会の傍聴につきまして、令和4年2月28日から令和4年3月8日までをお申込みの期間として、本合同庁舎掲示板に公示し、併せて当局のホームページに掲載いたしました。期間中に傍聴を希望する申出はございませんでした。議事録及び会議の資料は、東京地方労働審議会運営規程第7条により準用される同規程第6条第1項及び第2項により、原則として公開することとされております。

以上です。

深道部会長 それでは、「議事(2)東京における家内労働の概況」に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

賃金指導官 賃金指導官の柳と申します。よろしくをお願いいたします。

東京の家内労働の概況についてご説明させていただきます。お手元の資料の「資料3」をご覧ください。

29ページの「資料3(1)」ですが、こちらは厚生労働省本省がまとめている家内労働の現状で、令和3年10月時点のものです。また、37ページ以降の「資料3(2)」ですが、こちらは東京労働局で、東京における家内労働の概況として毎年まとめているものです。

資料の38ページ、「1概況」をご覧ください。

令和3年10月における東京都内の家内労働従事者数は9,028人、委託者数は800事業場となっております。家内労働者の業種別内訳では、日用雑

貨・玩具・装身具・造花等を製造する「その他(雑貨等)」が最も多くなっております。

次に、39ページ「4 広報活動の実施状況」をご覧ください。

広報活動といたしましては、大きく分けると、「(1)」から「(3)」にありますリーフレット等の配布、ホームページの活用、他機関への広報誌やホームページの掲載依頼の3点の取り組みを行っております。

3点目の他機関の広報誌やホームページへの掲載依頼については、委託状況届の提出、最低賃金改正の際の周知等につきまして、東京都や区市町村の行政機関、関係団体に対し、広報誌やホームページに掲載をお願いしているものです。このほか、現在準備中のものとして、委託状況届の提出の勧奨を行う予定としております。

委託状況届につきましては、家内労働法において、委託者が委託する仕事の内容や家内労働者数について、毎年4月1日現在の状況を4月末までに労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に届け出なければならないと規定されており、これを機に、家内労働者数や委託者数、委託内容などを把握しているものです。

ホームページや広報誌で周知するとともに、家内労働の委託をしている可能性のある事業場に対して、説明のリーフレット及び委託状況届の用紙を直接郵送して、届出を勧奨するための取り組みを行っております。今年度についても、現在郵送先の名簿を整理中ですが、3月末から4月上旬にかけての発送を予定しております。

次に「6 家内労働安全衛生指導員の活動状況」についてです。東京労働局では、3名の指導員に委嘱して、家内労働者関係法令の指導を行っております。指導員3名のうち、2名が今年度いっぱい退任予定ですので、新たに2名の指導員に委嘱を行う予定としており、現在手続き中です。

指導件数や指導内容等につきましては、48ページの「別表9」に記載をしております。

昨年度と今年度はコロナの影響で指導に行けない時期も多かったのですが、実施件数は21件、うち11件に対し、何らかの指導を行っており、指導項目は表の右側に内訳として掲載をさせていただいております。

40 ページの「別表 1」をご覧ください。先ほどは東京都内の家内労働従事者数の概況をご覧いただきましたが、こちらの表は、日本標準産業分類中分類ごとの委託者、家内労働者、補助者数を記載したものです。

こちらの表は、東京労働局に届出のありました委託状況届を基に把握しております名簿を基に算出した数値で、家内労働者、補助者数については、不明な部分を一部推計したものです。業種区分ごとの数値の下に、令和 3 年度計として色づけした部分がありますが、こちらの家内労働者数と補助者数を足したものを先ほどの東京都内の概況としてご紹介いたしました。

なお、本日議事として上げさせていただいております電気機械器具製造業最低工賃につきまして、日本標準産業分類中分類の分類方法の変更により、元々、電気機械器具製造業と称していたものが、3つの業種区分に分割された経緯がありますので、この表にあります現在の「E 28 電子部品・デバイス製造業」、「E 29 電気機械器具製造業」、「E 30 情報通信機械器具製造業」の3つの業種区分を合わせた範囲に係るものを東京都電気機械器具製造業最低工賃としております。

深道部会長            ただいまの事務局の説明について、何かご質問、ご意見等があればお願いいたします。

豊田委員            ちょっと教えてほしいのですが、委託状況届の状況ですが、ここに委託者は424社というふうに出ていますけど、委託状況届は何社出ていらしたのですか。

賃金課長            委託状況届の件数につきましては、今まで東京局では公表していないものですから、後ほど、委員の皆様方にご連絡させていただきたいと思いません。

豊田委員            公表しては駄目なものですか。家内労働法の第何条でそういうふうにかかれているのでしょうか。

賃金課長            法律ではなくて、本省の方と協議をしながら決めておりますので、現時点では、委託状況届の各局の数字というのが公表しているものに該当していないということです。

豊田委員            そうしますと、先ほどの3名の方による調査で、委託状況届が出ていないのが何社と出ているのですよね。その整合性がちょっとないような感

じがするのですけれど。

賃金課長 豊田委員がおっしゃっているのは、家内労働安全衛生指導員の指導結果のところでしょうか。

豊田委員 はい。

賃金課長 これは、指導員の方が、令和3年度に、委託を行っている21事業場に指導に行っておりまして、その中で委託状況届を出していなかったところが、4事業場であったという、その指導結果です。

豊田委員 だから、指導結果では4件というふうに出ているけれど、いわゆる東京労働局に対して、毎年4月1日時点のものを4月末日までに出すことになっているでしょう。それが出ているのが何社ですかということだから、別にどこが出したか出さないかじゃなくて、全体を通した中で幾らだったのですかという質問です。

では、ここに委託者の数が424と出ているでしょう。424ある委託者のうち、委託状況届が出ているのは何社なのかなということですよ。

労働基準部長 私からよろしいですか。ちょっとその取扱いについて、今先ほど申し上げましたとおり、一定の基準を持っていろいろ対応をしているところがありまして、持ち帰って検討させていただいてもよろしいでしょうか。

豊田委員 それは結構ですけど、一番大事なのは、やはり家内労働者の実態をつかむ上で、委託状況届がどうなっているか、ここが1つ大きな鍵だと思っているので、それでちょっとお聞きしたということですよ。

労働基準部長 その点も含めまして、また改めて、ちょっと整理をさせていただきたいと思っております。

深道部会長 他にはいかがでございますか。

そうしましたら、以上でよろしいでしょうか。

事務局は、豊田委員のご意見を踏まえて、ご対応いただいて、今後の行政に生かしていただくようお願いいたします。

それでは、引き続きまして、「議事(3)東京都電気機械器具製造業最低工賃について」に関して事務局から説明をお願いいたします。

賃金課長 最低工賃の改正につきましては、家内労働法第10条におきまして、都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定

の例により、その改正の決定をすることができる、とされています。本日は、東京都電気機械器具製造業最低工賃の改正につきまして、当部会のご意見をお聞きし、東京労働局長が改正の必要性を判断する予定としております。

それでは、事務局から資料の説明をさせていただきます。

#### 賃金指導官

資料の説明をさせていただきます。

まず、最低工賃の新設・改正計画についてご説明させていただきます。お手元の「資料4(1)」をご覧ください。49ページになります。

こちらは、平成31年度から令和3年度までの第13次最低工賃の新設・改正計画について、厚生労働省本省が地方局に対して指示した通達です。こちらにあるとおり、最低工賃の新設・改正・廃止に関して、3年を周期とする計画を策定して、順次必要な改正等を進めているところです。

資料の51ページをご覧ください。これは各労働局の3か年計画を一覧にしたものでありまして、全国で設定されております最低工賃が計画の対象となっております。東京労働局でも、上から13番目のところで、こちらの計画に沿って、見直しの計画をしております。

次に、53ページの「資料4(2)」をご覧ください。

こちらは、第14次最低工賃の新設・改正計画実施方針の案になります。まだ通達として示されているものではありませんので、令和4年3月8日の厚生労働省労働政策審議会家内労働部会で案として示されたものです。令和4年度以降は、こちらの計画に沿って見直しを行う予定です。

続きまして、57ページの「資料5(1)」になります。

こちらは、電気機械器具製造業に係る業務に従事する委託者数及び家内労働者数の推移になります。

次に、58ページをご覧ください。

これは、東京都電気機械器具製造業最低工賃のこれまでの推移を取りまとめたものになります。現在有効な最低工賃は、一番右端の欄で、令和元年7月31日に改正発行となったものです。

続いて、59ページは東京都の最低賃金の推移を表にまとめております。

続きまして、60ページは、他府県の電気機械器具製造業関係最低工賃の



改正状況を取りまとめたものです。ご覧いただきますと、第13次計画では、東京以外の労働局では、予定を含め、改正が9局、諮問見送りが同じく9局となっております。

続いて63ページをご覧ください。こちらは、東京都電気機械器具製造業最低工賃の内容で、ご覧のように11種類の品目、工程、規格について定められております。

次のページ以降は、規格及び工程の説明の図を掲載しております。本日こちらの紙ファイルとは別に、別資料として写真が載っております資料をお配りさせていただいておりますので、併せてご覧をいただければと思います。こちらは実際の作業工程の写真を加工したのになります。

例えば、資料集の63ページの工程、規格に合わせて、写真資料の方の1ページをご覧くださいませでしょうか。例えば、63ページの工程、規格に合わせて、上から2つ目にプリント基板の部品の差しという工程がありますが、これはこちらに写真資料の1ページの1枚目の写真のように、緑色のプリント基板に電気部品を差し込むという作業となります。

例えば、63ページの工程表のさらに2つ下の工程で、部品の差し、折り曲げ、切り及び手はんだとありますが、こちらは、写真の方の資料の次の写真で赤い丸で囲んでおりますように、足の部分をこの写真ですと、左右に広げるような形で折り曲げまして、写真資料3ページの上の写真のように、足を切り、次に下の写真のように、はんだごてではんだづけをするというような工程となります。

続きまして、「資料6」の電気機械器具製造業最低工賃に係る家内労働実態調査結果についてご説明いたします。73ページをご覧ください。

実態調査結果の概要になります。調査対象時期を令和3年7月時点のものとして、電気機械器具製造業に係る業務を委託していると思われる事業場に調査票を郵送し、家内労働者の人数や工賃単価など、家内労働に関する実態調査を実施いたしました。

なお、調査対象者は、委託者と家内労働者の双方についてですが、事務局では、家内労働者の氏名や住所を把握できていないため、家内労働者あての調査票も委託者に郵送し、委託者から家内労働者に渡してもらい、家

内労働者からは、労働局に直接調査票を返送していただくという形を取っております。

「4調査の状況」をご覧ください。委託者の調査数、回答数については、「(1)委託者調査」の表に記載しております。

上の段の「今回」とありますが、今年度実施したもので、下の段に「前回」とありますが、参考までに3年前に実態調査を行った平成30年度のものを記載しております。

今回については、「(A)」の欄にあります158社に対して調査票を送っております。前回は229社に送っておりますが、これは前回調査では、委託を行っている可能性がある事業場に対し、5つの業界団体を通じて96件お送りしていましたが、このうち1件しか委託を行っていなかったという経緯があり、今回はこの部分を除外しております。

この表を左から右に向けてご覧いただきますと、この中で回答があったのが、「(D)」の138社、そのうち電気機械器具製造業の業務を行っており、現に事業を継続しているのは「(F)」の116社でした。この116社のうち、家内労働者に何らかの仕事の委託をしているのが71社、さらにそのうち、家内労働者に出している仕事で最低工賃が決められている品目、工程、規格であるのが、「(H)」の23社、最低工賃が適用される家内労働者が254人でした。

一方、家内労働者への調査につきましては、「(2)」の表になります。こちらの表も左から右に向けてご覧いただきますと、920人に対し調査票を送ったと記載しておりますが、先ほど申し上げましたとおり、委託者に調査票を送付する際、家内労働者用の調査票も同封した総数になります。この中で回答がありましたのが104人、そのうち電気機械器具製造業に該当する委託者から仕事を受けているのが102人でした。このうち委託者から受けている仕事で最低工賃が決められている品目、工程、規格であるのが25人でした。

次のページ以降、委託者からの回答の取りまとめになります。資料の75ページをご覧くださいませでしょうか。「2令和3年7月中に仕事を委託した家内労働者数について」の表になります。こちらは、家内労働者の年

年齢及び性別の集計結果を都内在住とそれ以外に分けて記載しております。都内在住の全家内労働者でご覧いただきますと、最も多いのが40歳代で32.3%、次が60歳代で29.5%となっております。また、性別で見ますと、約85%が女性という結果になっており、年齢別、性別で最も多いのが40代女性で全体の約3割近くとなっております。

次に76ページの「3家内労働者の形態」をご覧くださいませでしょうか。最も多いのが、「(2)内職型」で、世帯の本業とは別に家計の補助等のために、世帯主以外の方が、一人でまたは家族と一緒に仕事をしている場合が83.6%となっております。

続いて、77ページの「4令和3年7月分の家内労働者1人あたりの工賃額」となります。回答があった委託者についての集計となります。

その下の項目「5近年の変化の状況」として、家内労働者の人数は、3年前同期に比べ約半数が「変化なし」、4割近くの委託者で「減少した」との回答がありました。

続いて、78ページの委託する仕事量の変化については、「横ばい」が最も多くなっており、79ページの工賃単価の変化については、いずれも「変わらない」が最も多くなっております。

80ページの「6家内労働者が負担する必要経費」については、「電気代」が最も多くなっております。

次に、81ページをご覧ください。こちらは、委託者からの回答の部分ですが、最低工賃が適用される委託者数及び工賃額を品目、工程、規格別に取りまとめたものになります。このうち水色に網がけしてあるところが、工賃単価が最低工賃額を下回っている回答になります。

例えば、一番上の欄で、「ア」の「電気部品」の「整形のうち、足の曲げ」を、「2本のリード線について行うもの」については2社から回答があり、それぞれ1個当たり1.6円と2円であったという結果になります。その列の右側を見ていただきますと、「平均工賃額」と記載しておりますが、これは、回答のあった1.6円と2円を平均して1.8円となっております。さらに右側の欄に、参考値として、これまでの実態調査の結果を平成21年度から平成30年度までの数値を記載しております。

同様に、82 ページは、現在、最低工賃の定めがある工程以外で回答があったものの工賃額です。

83 ページをご覧ください。こちらは、先ほどご説明しました 81 ページの表に、「1 時間当たりの予測出来高」の欄をつけ加えたものです。先ほど同様、一番上の欄をご覧くださいますと、2 円と回答があった委託者からは、1 時間の予想出来高 500 個との回答があったもので、また、「1.6 円」と回答があった委託者からの予想出来高が 800 個との回答があったというものになります。

また、右側の欄をご覧くださいと、「1 時間当たりの工賃額」を推計したものを 3 種類記載しておりまして、一番右端から、平成 30 年度改正時の標準作業能率と作業工賃から推計したものです。1 つ左が、先ほどの予想出来高の平均値と工賃額の平均値から推計したものです。もう 1 つ左が、予想出来高の平均値と現行の最低工賃から推計したものになります。

資料の 93 ページからは、家内労働者からの回答の部分になります。回答がありましたのは 104 件で、「2 性別、年齢、および経験年数」の「(1) 性別」では、回答をいただいたうちの約 88% が「女」、「(2) 年齢分布」では、最も多い年代が「40 歳代」となっております。

94 ページの「(3) 経験年数分布」では、「5 年以上 10 年未満」が最も多く、次いで「10 年以上 15 年未満」となっております。

続いて、「3 家内労働の形態」をご覧くださいますと、最も多いのが「(2) 内職型」で、世帯の本業とは別に家計の補助等のために世帯主以外の方が一人で又は家族と一緒に仕事をしている場合で「67.8%」となっております。「内職型」、「副業型」の場合、家内労働以外の収入についての割合を下の方に記載しております。

「4 令和 3 年 7 月の作業日数、作業時間、および工賃収入」については、「(1) 作業日数」で回答をいただいた全家内労働者で「平均日数 16.1 日」、作業時間は、95 ページ「(2) 作業時間 イ 平均」で、1 日平均「4.2 時間」となっております。

96 ページの「(3) 1 か月の工賃収入」の一番下の欄にご回答をいただいた工賃収入額を 1 か月当たりの平均作業時間数で割って算出した時間単

価を記載しています。

101 ページをご覧ください。こちらは、先ほど、委託者からの回答でご説明しましたのと同様、最低工賃が適用される品目、工程、規格別に家内労働者からの回答のあった工賃額を取りまとめたものに、1時間当たりの予測出来高の欄をつけ加え、1時間当たりの工賃額を推計したものです。

また、106 ページ以降は、「9 最低工賃の引上げについて」のご意見、自由記載欄に記入いただいたご意見を掲載しております。

109 ページ以降は、実際に委託者及び家内労働者に送付した「家内労働実態調査票」を添付しております。

117 ページの「家内労働者用」の「実態調査票」では、住所、氏名等を任意に記載していただく欄を設け、回答者の約半数程度がご記入をいただいております。次回の実態調査に活用させていただく予定です。

実態調査の結果については、以上となります。

続きまして、「資料7 東京都における電気機械器具製造業に係る統計」についてご説明させていただきます。

125 ページの「東京都電気機械器具製造業等事業所数及び従業者数（従業者4人以上）の推移」で、「東京都の統計「東京の工業 工業統計調査」」から、直近の数値を抜粋したものです。従業者4人以上の事業所を調査対象としておりまして、表の左側が事業所数、右側が従業者数で、それぞれ業種別に内訳を記載しております。

126 ページは、「東京都の工業指数の推移」です。東京都が公表している「東京都工業指数年報」から抜粋したものになります。

127 ページは、「東京都電気機械器具製造業等給与・原材料使用額・製品等出荷額等・付加価値額等(従業者4人以上)の推移」を表にしたものです。「東京都の統計「東京の工業 工業統計調査」」から抜粋したものです。

128 ページは、「電気機械器具・情報通信機械・製造業海外生産比率の推移」です。経済産業省の「海外事業活動基本調査（令和2年調査）」から抜粋したものになります。

129 ページは、東京都中小企業の景況として、東京都産業労働局が発表

している「東京都中小企業の景況（業況D I・業況見通しD I）の推移」です。東京都が都内の約3,800社の中小企業を対象に景気動向を調査し、公表しているものから抜粋したものです。

130 ページは、「東京都の製造業労働者の賃金の推移（就業形態別）」で、毎月勤労統計調査地方調査結果から抜粋したものになります。

131 ページは、「東京都の常用労働者の賃金の推移」です。毎月勤労統計調査からの抜粋となります。上の表の右側の部分で、製造業での決まって支給する給与と所定内給与を年平均で記載しております。一番右側の時間額は、所定内給与を所定労働時間数で割って、事務局において算出したものです。

下側の表は、電気機械器具製造業など、中分類での数字となっておりますが、平成30年度以降は、業種別の数値が中分類によるものが未公表となっており、平成29年度までの数値となっております。

132 ページは、「消費者物価指数及び国内企業物価指数の推移」です。東京都の統計、総務省、統計局、日本銀行のホームページから抜粋したのものになります。私からの説明は以上です。

深道部会長            それでは、ただいまの事務局からの説明を踏まえて、電気機械器具製造業の改正の必要性について審議を行いたいと思います。

まず、家内労働者側委員からご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

金子委員            私の方からよろしいでしょうか。

深道部会長            お願いします。

金子委員            ご説明ありがとうございました。今回から初めて参加をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

すみません、勉強不足の点があったら大変申し訳ないです。

アンケート調査は実際に、やはり現場の実態を知る上で、大変重要な取り組みかなというふうには思っております、ちょっと聞き逃していたら申し訳ございません。回答率というのは、どこで見たらよろしいでしょうか。まず、1つ目の質問です。これは返ってきたものを、言い方はあれですけど、無視されたものは全くこっちには来ないものですから、上がってきた

ものがどのくらいだったのか、結局用意した数に対してどのくらいだったのかと、どの表だったのかなというのが、今ちょっと追えていないです。

賃金指導官 73ページをご覧くださいませでしょうか。項目4の「(1)委託者調査」の表をご覧くださいませらと思ひます。

今回、調査票発送数が「(A)」の158社になっておりまして、その中から「(B)郵送不能」、「(C)応答無」を除きました「(D)」の欄138社、87.3%のご回答をいただいております。

金子委員 ありがとうございます。今回、意見も結構いただいていたんだというふうに思ひます。その意見も後ろのほうにも抜粋いただいているのかな。実際にこういうふうに調査を始めたというのは、今回で何回目くらいになるんですか。第何次、何次でやってきていると思うんですけども。

賃金課長 ちょっと何回目になるかは不明ですが、毎回実態調査をさせていただきますまして、実態調査に基づいて、改正の申請についてご審議いただいているところなんです。

金子委員 やはり生の声って、すごく大事かなというふうに思ひていまして、何かその辺の環境の変化によったりだとか、こういったところが実はすごく課題なんですけど、意見というのは、実際にキャッチ出来ているものなのかどうなのか、それが後ろの方の表の。

賃金課長 後ろの方は、家内労働者についてまとめた部分になりますので、委託者の方からの生の意見につきましては、90ページ以降に記載があります。

先ほど、柳からご紹介させていただきました106ページ以降は、家内労働者からのご意見ということになっています。

金子委員 実際にすみません、これはだから、事務局としてもこの辺が今回の特徴点ですという部分はあるのか。なかったらなかったで、それはそれでいいですけども。

賃金課長 いろいろな意見がありますので、事務局の方から、何か色をつけて紹介するということは控えておりまして、いただいた自由記入欄については全て掲載しているところなんです。

金子委員 分かりました。どうもありがとうございます。まずは、ちょっと実態調査について、ちょっと素朴な疑問点等を確認した次第です。ありがとうございます

ございました。

深道部会長

他の方、いかがですか。豊田委員、どうぞ。

豊田委員

ちょっとお聞きしたいのは、1つは、工程でやっておりますもので、工程だと、やっている方だと、どういう工程か、リアルに分かるんですが、我々はちょっと大まかなので。工程で、いわゆる最低工賃を決めているので、その最低工賃がいわゆる最低賃金との関係で、どうなっているのかということを見る上で、恐らくこの電気機械器具の方も、いわゆる標準作業量というが決まっていると思うんです。それから、必要経費というのも決まっているかと思うんですけど。その関係がどうなっているのかというのが1つ、それから、その最低工賃が適用される工程で、いわゆる今言った標準作業量ですか、それと経費を引いて、それでいわゆる1時間当たりいくらになって、例えば、週20時間の労働だといくらになって、4週でいくらになるのか、その辺をちょっとできたら教えてほしいんですが。

賃金課長

最低賃金との比較につきましては、委託者の調査については、83ページ「(2)」のところで、委託者の方から取りました「1時間当たりの予測出来高」に、最低工賃を掛けたり、あるいは、平均の工賃を掛けたり、あるいは、豊田委員からご指摘のありました標準能率と掛けたりということで、3種類の比較をしています。工程ごとに異なりまして、例えば、「ア」の工程ですと、平均個数掛ける最低工賃だと1時間当たり715円です。平均個数掛ける平均工賃額だと1,140円、標準能率掛ける最低工賃ですと990円ということになっておりますが、それぞれ「ア、イ、ウ、エ」とまちまちで、かなり数字にばらつきがあるところでございます。一応平均として、単純平均で一番下に「1時間当たりの工賃額の平均額」ということで、3種類の推計値につきましては535円08銭、992円43銭、1,294円96銭というのを出しているところです。

同様に、家内労働者からの調査についても、同じ推計値を出していただいて、こちらの方は101ページに載っているところです。

それを何時間やったとか、1か月当たりという比較は、今、最低賃金が時間枠で決まっているところから、特段そこまではやっていません。

豊田委員

よろしいですか。ちょっと字があまりにも小さくて、私は見えなくて困っ



ているんですが、例えば、最低工賃との関係で言いますと、時間当たり、例えば、101ページのところで言うと「ア」のところで、いわゆる最低工賃の関係で言うと、先ほど言われた標準能率とか、平均個数を用いて568円33銭と、こういうふうになるという受け止め方でよろしいでしょうか。

賃金課長           その通りです。

豊田委員           そうしますと、いわゆる今、お示しをいただいた最低賃金との関係で言うと、大体半分以下と、半分近くというぐらいの状況です。ただ、これだけの仕事があるわけじゃないので、実態はこれ以外の仕事、最低工賃が適用されない工程の仕事もある。そうしますと、いわゆる最低工賃といっても、実際は絵に描いた餅って大変失礼ですけど、なかなか現場の家内労働者の工賃の下支えをする上で、言わばセーフティネットの一環としてのところが、ちょっとどうなっているのかなというのが1つ気になるのと、もう1つ、最低工賃が法律に基づいて決められている場合、これが最低賃金との関係の言わば均等な方向性が追求されるべきだと思うんですけど、その辺りはどのようにお考えしているのか、ちょっとお聞かせください。

労働基準部長      最低賃金との関係というのは、まさしく審議会でご議論いただくことではないかと。事務方がどうだという説明をするべきではないのかなというふうに考えているところです。

豊田委員           法的にどうのこうのというよりは、いわゆる最低工賃の制度があって、その制度に基づいて、それ以下の工賃で働かないようにというか、安く底なしにならないようにということで歯止めになっているかと思うんですけど、そういう点で言うと、今、部長さんがおっしゃったように、この場でその辺をどう議論するかということだろうと思うので、そういう点では、今回の電気機械器具のところにおいても、やはり個別のいろいろな意見を見ていると、ずっと同じ工賃だとか、上がらないとか、いろんな個人の方の感想が出ていますので、そういう点では、作業時間に見合わないとか、言わば、単価が上がるとうれしいとか、いずれにしても働く人との労働者との格差の問題などいろいろ出ていますので、そこに応える上で、やっぱり今回、最低工賃の関係で言えば、本省が示している計画に基づいて、きちんとやっていく必要があるし、また一方で、最低賃金とやはり見合う均

等待遇を追求するという、ここが大事ななと思っているので、そんな意見を出しておきたいと思います。

賃金課長

家内労働法について、補足させていただきます。

家内労働法の13条におきましては、最低工賃は、最低賃金との均衡を考慮して定められなければならないとなっておりますので、豊田委員が言われた均等という意味ですと、もう少し高いレベルなのかなと思いますが、均衡でございますので少し幅広な概念になりますからその辺り、委員の先生方に、均衡しているかどうかのご判断をしていただき、ご議論いただければと思います。よろしく申し上げます。

深道部会長

石崎委員。

石崎委員

石崎です。よろしくお願いいたします。

豊田さんの発言と同じであるのですが、やはり、53ページの「第14次の最低工賃の新設・改正計画実施方針（案）」のところの「（2）実態調査」のところにありますが、「最低工賃額の8時間換算額を算出した上、最低賃金額やその上昇率の比較を行い、最低工賃の見直しに必要な実態把握ができるものとする。」という記載がございます。ということは、最低賃金を意識しながら考えることが必要だということが示されていると思います。

また、金子さんがおっしゃっていたように、実態のところを見ますと、実際の支給の家内労働者の調査の結果を見ますと、96ページですけれども、平均工賃額の時給が、いわゆる時間単価が560円ないし、最低工賃適用の方は405円というところが示されております。先ほどの理論値とは少し差があるということと、均衡とおっしゃっておりますが、やはり昨今の状況、賃金の状況を考えたときに、外的要因も含め物価上昇であるとか、生活の困窮者が増えているところを鑑みた場合に、やはり最低賃金に追いつくまではいかないけれども、目指したところで何年かかけて、近づいていくという、方針をお示しいただいて、できるだけ引き上げに向けての結論を出していただきたいというふうに思うところであります。

深道部会長

そうしましたら、続いて、委託者側の委員からご意見をお願いしたいと思います。杉崎委員。

杉崎委員

ありがとうございます。先ほど来、最低賃金との比較、バランスという御発言が出ております。この点についてもそうなのですが、工賃に関して、事務局から提示されたデータを基にいたしますと、ちょっと4点申し上げたいと思います。

まず、1点目は、最低賃金に関しましては、あくまで労働者が適用対象であるということですが、今回のこの家内労働については、労働者性はないというところを、まず留意しなければいけないと思います。

資料の83ページ、1時間当たりの工賃額の紹介がありました。当該作業の方の能率によるところが大きいというのが、こういったデータでも見て取れるのではないかというふうに思います。

2点目は、作業時間の面です。資料の95ページを見ますと、作業時間が平均で「4.2時間」という時間数、また、94ページを見ますと、作業日数は「16.1日」というデータが示されておりますので、こういった面も考慮しなければいけないのかなというふうに思います。

3点目が、この家内労働の形態に関して、資料の76ページに出ております。こちらのデータを見ますと、この「(2)内職型」は「世帯の本業とは別に、家計の補助等のために、世帯主以外の者が、一人で又は家族と一緒に仕事をしている」という、この内職型が「83.6%」、その下の「(3)副業型」は、「家内労働以外に本業があり、本業の合間に一人で又は家族と一緒に仕事をしている」という割合が「9.1%」ということで、「(2)」と「(3)」で大勢を占めているというようなところも留意する必要があるのではないかと思います。

最後、4点目でございますが、これは近年に限らず、こういった機械化、自動化の流れが進んでおりますし、今後の労働環境、作業環境を見ましても、こういった工業分野においては、なおさらであります。事務分野などにおいても、例えば、AI化ですとか、自動化、機械化の流れが今後より一層進展していくということが予見されているというような、今後の環境変化というものも留意する必要があるのではないかと思います。

法においても、その最低賃金とのバランスを考慮することが明記されており、そういった今、成長と分配の好循環ということもうたわれて

おりまして、そういった重要性については、十分に認識しているところではありますが、今、申し上げました4点のことを留意しながら慎重に検討していく必要があるのではないかとこのように考えております。

深道部会長

他にはご意見はございませんか。小野塚委員。

小野塚委員

事務局の方、調査報告、ご苦労様でした。これを拝見しまして、委託者の方と労働者の方のコメントですね、意見もちょっと拝見いたしました。それと併せて、私どもの会員様の方からの声もちょっとご披露いたしたいなというふうに思います。

昨今、ご存じのとおり、経営者サイドといたしましては、例えば、資材費、原材料費、燃料費、輸送費、さらには人件費等、これが経営コストの面で大きな課題です。工賃の状況や支払いについても、皆様、頭を悩ませておられるところかと存じます。

そういった中で、一概に価格、最低工賃の引き上げをそのまま価格に転嫁するのは本当に厳しい状況にあると伺っております。これを基に、ビジネスチャンスをみすみす逃がしてしまうというような場面もあるようでございまして、こういった事柄もお声としてこちらに掲載がされているようです。こういった状況においても、いま一度、また現状を見つめてというような環境にあるのではないかなというのが私の意見です。

深道部会長

よろしいでしょうか、委託者側、公益の先生方、何かございますでしょうか。では、権丈先生。

権丈委員

家内労働者側と委託者側のご意見を賜りました。また、事務局には、丁寧な形の調査の報告をいただきましたので、これを基に公益で検討したいというふうに考えております。

その際に、前回3年前に最低工賃の引き上げをしておりますけれども、そのときと比べて、状況の変化と申しますか、家内労働者側の状況など、特に変わったところとか、何かお気づきの点がありましたら、お願いいたします。

賃金課長

実態調査の結果から申し上げますと、最低工賃が適用されている家内労働者の数が減ってしまっていて、先ほども少しご説明がありましたが、例えば、73ページの表を見ていただきますと、最低工賃適用労働者が383名だったと

ころが、254名ということで、3割ほど減っています。

また、平均工賃につきましても、先ほど535円08銭という委託者調査の結果でしたが、こちらの方と同じ数値が3年前の調査には431円95銭ということでして、103円13銭、23.9%ほど上昇しています。また、家内労働者の調査の方は、1時間当たりの平均工賃が今回の調査では560円59銭となっておりますが、こちらの方は、3年前は517円43銭ということでして、43円16銭上昇しているところでございます。実態調査からの前回からの変化というところでは、その辺りかと思われれます。

権丈委員

ありがとうございます。

豊田委員

いいですか。今、何点か出されたんですけど、1つは、実態調査と最低工賃の制度というのは、直接的には関連が単純ではないでしょう。いわゆる最低工賃というのは、法規制としてこれに変えて、仕事を出してはいけませんよというものであって、その問題と実態の工賃のアンケートでの答えを金科玉条のごとく言うのはいかなものかなと感じました。私が言いたいのは、59ページのところで、この間の3年間、最低工賃は据置きできており、3年目の今度は改定についてということなんですけれど、そうしますと最低賃金はこの間、約5.68%引上げられたんです。最低工賃は、そのままいいのかというと、これはちょっと単純にはいかないかもしれません。この間の諸物価等々の値上がりとか、いろいろな思惑、委託者の方は少しでも安く働いてくれれば助かる。それは全くそのとおりなんですけど、そうしていると、際限のない泥沼の低工賃となります。結果として、この産業から人がいなくなるという、そういう実態もあるわけなので、そういう点では、働く人がやりがいを持って一生懸命できるような、その下支えの上での最低工賃というのが1つあるのかなと。

それから、先ほど委託者の方から、家内労働者は労働者性がないというようなお話もありましたけれど、業種によっていろいろ違うかもしれませんが、労働者ではなく、事業者なのかと。どう見ても、事業者にはならないです、家内労働者は。それは、原材料を自分で仕入れて、自分が顧客に対して個別にいろいろそれに応じてやっていくなら別ですけど、原材料を支給されて、ここはこうしろ、ここはああしろと言われ、使用者

に基づいて労働をしていくという関係ですから、それを工場でやるか、自宅でやるか、その違いでありまして、そういう点では、皆さんも御存じのようにILOでは家内労働条約、在宅形態の労働条約に第2次討議のときに日本政府は、和訳を替えましたけれど、第1次討議の時では、家内労働条約だったんですけれど、そういう点で言うと、国際労働基準で言うと、かなり労働者についても、労働者と均等待遇に注意すべきであるというのを、労働基準、国際基準としては、きちんと明記しているわけですね。日本政府もこの177号条約については、賛成しているんです。国際の、そういう時代のあるべき方向について、きちんとやっぱり踏まえるべきではないのかということだけ、意見として出させていただきます。

深道部会長        ありがとうございます。いろいろなご意見が出て、なかなか1つにまとまるのは、難しいかもしれませんので、一度休憩をさせていただいて、その間に論点を整理させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

深道部会長        それでは、ここで休憩とさせていただき、審議再開の際には、事務局からご連絡することといたします。事務局からご案内をお願いいたします。

賃金課長            それでは、委託者側委員、家内労働者側委員、それぞれ控室の方に事務局の方でご案内をさせていただきますので、申し訳ありませんが、控室の方へご移動よろしくをお願いいたします。

(休憩)

深道部会長        予定時間を大幅に上回ってしまいまして、申し訳ございません。それぞれのお立場からご意見をいただいたところ、公益委員としましては、東京都電気機械器具製造業最低工賃の改正諮問については、本日この場で部会としての意見をまとめることは困難であると判断いたしました。本件については、継続して審議することといたしたいと思いますが、いかがでしょ

うか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

深道部会長       ありがとうございます。それでは、本件については、継続して審議することといたします。

                  申し訳ございません。それでは、「議事(4)その他」ですが、事務局から何かございますでしょうか。

賃金課長         本日の部会は継続審議となりましたので、また後日、日程調整をさせていただきたいと思います。4月以降になる予定でございますので、よろしく願いいたします。

深道部会長       それでは、本日の審議はこれで終了させていただきます。

                  議事録につきましては、公益委員側委員は部会長の私が、家内労働者側委員は石崎委員、委託者側委員は小野塚委員に確認をお願いいたします。

                  本日はどうもありがとうございました。